

改正後	改正前
<p>「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 航空編) -通関関係手続-</p> <p>第1章 輸入通関関係手続</p> <p>システムを使用して、航空貨物に係る次の手続を行う場合は、この章の定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関税法第7条(申告) ・ 関税法第7条の2(申告の特例) ・ 関税法第7条の14第2項(修正申告) ・ 関税法第7条の16第4項ただし書(更正及び決定) ・ 関税法第7条の17(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知) ・ 関税法第9条の2(納期限の延長) ・ 関税法第43条の3(外国貨物を置くことの承認) ・ 関税法第61条の4(保税蔵置場についての規定の準用) ・ 関税法第62条の3第1項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続) ・ 関税法第62条の10(外国貨物を置くこと等の承認) ・ 関税法第63条(保税運送) ・ 関税法第67条(輸出又は輸入の許可) ・ 関税法第67条の2(輸出申告又は輸入申告の手続) ・ 関税法第67条の19(輸入申告の特例) ・ 関税法第73条第1項(輸入の許可前における貨物の引取り) ・ 関税割当制度に関する政令第3条第1項ただし書(通関手続等) ・ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第2条第1項ただし書(通関手続等) ・ 関税暫定措置法施行令第28条ただし書(原産地証明書の提出) ・ 関税法施行令第61条第4項(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類) ・ 消費税法第51条(引取りに係る課税貨物についての納期限の延長) ・ 酒税法第30条の6第2項、第3項及び第4項(納期限の延長) ・ たばこ税法第22条第2項、第3項及び第4項(納期限の延長) ・ 揮発油税法第13条第2項、第3項及び第4項(納期限の延長) ・ 石油ガス税法第20条第2項(納期限の延長) ・ 石油石炭税法第18条第2項、第3項、第4項及び第5項(納期限の延長) ・ 輸徴法第6条第1項(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例) ・ 輸徴法第9条(輸入の許可前における引取り) <p>また、輸入申告等に係る食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に規定する許可及び承認等に係る証明についてシステムを使用して行う場合についても、この章の定めるところによる。</p> <p>ただし、別紙1(システム処理対象外申告等一覧表)の条件に該当する申告又は申請については、システムを使用して行うことができないことから、書面により処理する。</p> <p>第1節 輸入申告手続</p> <p>システムを使用して次の手続(以下この節において「輸入申告等」という。)を行う場合は、この節の定めるところによる。</p> <p>①から⑭まで (省略)</p> <p>(注1)から(注5)まで (省略)</p> <p>【輸入申告等の流れ】 (省略)</p> <p>1 輸入申告等事項の登録</p> <p>(1) 輸入申告等事項の登録</p> <p>輸入申告等を行う者又はその代理人である通関業者(以下この章(第4節(シングルウィンドウ輸入申告関係手続)及び第6節(輸入マニフェスト通関申告)を除く。)において「通関業者等」という。)は、「輸入申告」業務(業務コード: IDC)を実施する前に、次により輸入申告等事項をシステムに登録する。</p> <p>ただし、輸入申告等事項をシステムに登録するにあたって、他の通関業者等を「申告等予定者」に指定した場合は、当該申告等予定者である通関業者等が後記3(輸入申告等)により、輸入申告等をシステムに登録する。</p>	<p>「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 航空編) -通関関係手続-</p> <p>第1章 輸入通関関係手続</p> <p>システムを使用して、航空貨物に係る次の手続を行う場合は、この章の定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関税法第7条(申告) ・ 関税法第7条の2(申告の特例) ・ 関税法第7条の14第2項(修正申告) ・ 関税法第7条の16第4項ただし書(更正及び決定) ・ 関税法第7条の17(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知) ・ 関税法第9条の2(納期限の延長) ・ 関税法第43条の3(外国貨物を置くことの承認) ・ 関税法第61条の4(保税蔵置場についての規定の準用) ・ 関税法第62条の3第1項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続) ・ 関税法第62条の10(外国貨物を置くこと等の承認) ・ 関税法第63条(保税運送) ・ 関税法第67条(輸出又は輸入の許可) ・ 関税法第67条の2(輸出申告又は輸入申告の手続) ・ 関税法第67条の19(輸入申告の特例) ・ 関税法第73条第1項(輸入の許可前における貨物の引取り) ・ 関税割当制度に関する政令第3条第1項ただし書(通関手続等) ・ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第2条第1項ただし書(通関手続等) ・ 関税暫定措置法施行令第28条ただし書(原産地証明書の提出) ・ 関税法施行令第61条第4項(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類) ・ 消費税法第51条(引取りに係る課税貨物についての納期限の延長) ・ 酒税法第30条の6第2項、第3項及び第4項(納期限の延長) ・ たばこ税法第22条第2項、第3項及び第4項(納期限の延長) ・ 揮発油税法第13条第2項、第3項及び第4項(納期限の延長) ・ 石油ガス税法第20条第2項(納期限の延長) ・ 石油石炭税法第18条第2項、第3項、第4項及び第5項(納期限の延長) ・ 輸徴法第6条第1項(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例) ・ 輸徴法第9条(輸入の許可前における引取り) <p>また、輸入申告等に係る食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に規定する許可及び承認等に係る証明についてシステムを使用して行う場合についても、この章の定めるところによる。</p> <p>ただし、別紙1(システム処理対象外申告等一覧表)の条件に該当する申告又は申請については、システムを使用して行うことができないことから、書面により処理する。</p> <p>第1節 輸入申告手続</p> <p>システムを使用して次の手続(以下この節において「輸入申告等」という。)を行う場合は、この節の定めるところによる。</p> <p>①から⑭まで (同左)</p> <p>(注1)から(注5)まで (同左)</p> <p>【輸入申告等の流れ】 (同左)</p> <p>1 輸入申告等事項の登録</p> <p>(1) 輸入申告等事項の登録</p> <p>輸入申告等を行う者又はその代理人である通関業者(以下この章(第4節(シングルウィンドウ輸入申告関係手続)及び第6節(輸入マニフェスト通関申告)を除く。)において「通関業者等」という。)は、「輸入申告」業務(業務コード: IDC)を実施する前に、次により輸入申告等事項をシステムに登録する。</p> <p>ただし、輸入申告等事項をシステムに登録するにあたって、他の通関業者等を「申告等予定者」に指定した場合は、当該申告等予定者である通関業者等が後記3(輸入申告等)により、輸入申告等をシステムに登録する。</p>

改正後

なお、通関業者等により、あらかじめ「申告可能者登録」業務（業務コード：UKY）又は「申告可能者登録（強制入力）」業務（業務コード：UKY12）によって申告可能者として登録されている通関業者等（以下この章において「登録済申告可能者」という。）であれば、後記2（輸入申告等事項の訂正）による訂正、又は後記3（輸入申告等）による輸入申告等のシステムへの登録を実施することができる。

登録した輸入申告等事項については、後記2（輸入申告等事項の訂正）により、「輸入申告」業務（業務コード：IDC）を実施するまでの間、訂正することができる。

イ 呼出しによらない方法

「輸入申告事項登録」業務（業務コード：IDA）を利用して、次の事項を入力し送信する。

なお、申告等種別ごとの入力可否については、下表の「申告等種別」欄による。

また、入力したAWB番号に係る貨物情報がシステムに登録されている場合は、貨物情報と共通の項目を入力することなく送信することにより、貨物情報からシステムにより自動補完される（補完項目については、別紙2（補完項目）参照）。

ただし、申告貨物識別が「E」（EMS）、「H」（航空郵便物）又は「U」（SAL）に該当する貨物（以下この章において「郵便物」という。）の場合は、貨物情報が登録されている場合であっても自動補完されない。

◎ 留意事項

次の項目については、システムに登録されている貨物情報と一致している必要があることから留意すること。

- ・「貨物個数」（「貨物個数」欄）
- ・「貨物重量（グロス）」（「貨物重量（グロス）」欄左）
- ・「MAWB番号」（「MAWB」欄）
- ・「積載船（機）名」（「積載機名」欄）（入力をした場合に限る。）
- ・「入港年月日」（「入港年月日」欄）（入力をした場合に限る。）
- ・「船（取）卸港コード」（「取卸港」欄）（入力をした場合に限る。）

<共通部>

○：入力可 空白：入力不可

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別												
			C	F	Y	S	M	A	G	K	U	B	H	J	R
(省略)															
59	輸入貿易管理令第3条等識別 (「貿易管理令」欄)	輸入貿易管理令第3条（輸入に関する事項の公表）に係る公表を行う告示に該当する場合は、次の区分に応じたコードを入力する。	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		区 分	コード												
		ワシントン条約附属書ⅠからⅢに該当する輸入許可書又は各種証明書等を取得している場合で、T以外のもの。	W												
		公表を行う告示三ー8（通関時確認品目）の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、W及びC以外のもの。 ※ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種の申告において、公表を行う告示三ー8（4）の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地のうち、当該動物又は植物を附属書Ⅲに掲げた国を除く国又は地域に該当する場合も当該コードを入力。	T												
		公表を行う告示三ー7（10）及び三ー8（通関時確認品目）の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、写しによる提出が認められているもの。	C												
		公表を行う告示三（三ー7（10）及び三ー8を除く。）の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、W以外のもの。	G												
		その他、公表を行う告示に係る証明等を税関に提出する場合。	K												

改正前

なお、通関業者等により、あらかじめ「申告可能者登録」業務（業務コード：UKY）又は「申告可能者登録（強制入力）」業務（業務コード：UKY12）によって申告可能者として登録されている通関業者等（以下この章において「登録済申告可能者」という。）であれば、後記2（輸入申告等事項の訂正）による訂正、又は後記3（輸入申告等）による輸入申告等のシステムへの登録を実施することができる。

登録した輸入申告等事項については、後記2（輸入申告等事項の訂正）により、「輸入申告」業務（業務コード：IDC）を実施するまでの間、訂正することができる。

イ 呼出しによらない方法

「輸入申告事項登録」業務（業務コード：IDA）を利用して、次の事項を入力し送信する。

なお、申告等種別ごとの入力可否については、下表の「申告等種別」欄による。

また、入力したAWB番号に係る貨物情報がシステムに登録されている場合は、貨物情報と共通の項目を入力することなく送信することにより、貨物情報からシステムにより自動補完される（補完項目については、別紙2（補完項目）参照）。

ただし、申告貨物識別が「E」（EMS）、「H」（航空郵便物）又は「U」（SAL）に該当する貨物（以下この章において「郵便物」という。）の場合は、貨物情報が登録されている場合であっても自動補完されない。

◎ 留意事項

次の項目については、システムに登録されている貨物情報と一致している必要があることから留意すること。

- ・「貨物個数」（「貨物個数」欄）
- ・「貨物重量（グロス）」（「貨物重量（グロス）」欄左）
- ・「MAWB番号」（「MAWB」欄）
- ・「積載船（機）名」（「積載機名」欄）（入力をした場合に限る。）
- ・「入港年月日」（「入港年月日」欄）（入力をした場合に限る。）
- ・「船（取）卸港コード」（「取卸港」欄）（入力をした場合に限る。）

<共通部>

○：入力可 空白：入力不可

項番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別												
			C	F	Y	S	M	A	G	K	U	B	H	J	R
(同左)															
59	輸入貿易管理令第3条等識別 (「貿易管理令」欄)	輸入貿易管理令第3条（輸入に関する事項の公表）に係る公表を行う告示に該当する場合は、次の区分に応じたコードを入力する。	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		区 分	コード												
		ワシントン条約附属書ⅠからⅢに該当する輸入許可書又は各種証明書等を取得している場合。	W												
		公表を行う告示三ー8（通関時確認品目）の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、W及びC以外のもの。	T												
		公表を行う告示三ー7（10）及び三ー8（通関時確認品目）の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、写しによる提出が認められているもの。	C												
		公表を行う告示三（三ー7（10）及び三ー8を除く。）の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、W以外のもの。	G												
		その他、公表を行う告示に係る証明等を税関に提出する場合。	K												

改正後			改正前																	
輸入貿易管理令別表第1の第20号に該当するため、税関に提示する国際連合教育科学文化機関が発行したユネスコクーポン配給証明書を提出する場合。	U		輸入貿易管理令別表第1の第20号に該当するため、税関に提示する国際連合教育科学文化機関が発行したユネスコクーポン配給証明書を提出する場合。	U																
その他	O		その他	O																
(省略)			(同左)																	
<欄部> (省略) □ (省略) (2) (省略) 2から6まで (省略) [別紙] (省略) 第2節 (省略) 第3節 特例申告手続 システムを使用して特例申告若しくは特例委託特例申告（以下この節において「特例申告等」という。）を行う場合又は複数の輸入許可に係る特例申告等をまとめて行う場合（以下この節において「一括特例申告」という。）は、この節の定めるところによる。 【特例申告の流れ】 (省略) 【一括特例申告の流れ】 (省略) 1及び2 (省略) 3 特例申告等 (1)及び(2) (省略) (3) 特例申告等の受理及び通知 前記(1)(特例申告等)(前記(2)(特例申告等と併せ酒税又はたばこ税の納期限延長申請を行った場合は税関の審査終了後の特例申告等)により特例申告等が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。 <u>ただし、後記ハ(担保関係)の情報については、保全のために担保の提供が必要となる特例輸入者に係る特例申告納期限延長の申請が受理された場合に限り配信される。</u> イ及びロ (省略) <u>ハ 担保関係</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出力情報</th> <th>出力情報コード</th> <th>配信先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担保提供命令通知書情報</td> <td>CAF3810</td> <td>通関業者等 輸入取引者又は輸入者(注) 税関</td> </tr> <tr> <td>担保提供命令通知書(酒税・たばこ税)情報</td> <td>CAF3820</td> <td>通関業者等 輸入取引者又は輸入者(注) 税関</td> </tr> </tbody> </table> <u>(注) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。</u> (4)及び(5) (省略) 4 (省略) 5 特例申告等の訂正 (1)及び(2) (省略) (3) 特例申告等の訂正に係る受理及び通知 前記(1)(特例申告等の訂正)により、訂正する特例申告等が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。 <u>ただし、後記ハ(担保関係)の情報については、保全のために担保の提供が必要となる特例輸入者に係る特例申告納期限延長の申請が受理された場合に限り配信される。</u> イ及びロ (省略) <u>ハ 担保関係</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出力情報</th> <th>出力情報コード</th> <th>配信先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担保提供命令通知書情報 (注1)</td> <td>CAF3810</td> <td>通関業者等 輸入取引者又は輸入者(注2) 税関</td> </tr> </tbody> </table>			出力情報	出力情報コード	配信先	担保提供命令通知書情報	CAF3810	通関業者等 輸入取引者又は輸入者(注) 税関	担保提供命令通知書(酒税・たばこ税)情報	CAF3820	通関業者等 輸入取引者又は輸入者(注) 税関	出力情報	出力情報コード	配信先	担保提供命令通知書情報 (注1)	CAF3810	通関業者等 輸入取引者又は輸入者(注2) 税関	<欄部> (同左) □ (同左) (2) (同左) 2から6まで (同左) [別紙] (同左) 第2節 (同左) 第3節 特例申告手続 システムを使用して特例申告若しくは特例委託特例申告（以下この節において「特例申告等」という。）を行う場合又は複数の輸入許可に係る特例申告等をまとめて行う場合（以下この節において「一括特例申告」という。）は、この節の定めるところによる。 【特例申告の流れ】 (同左) 【一括特例申告の流れ】 (同左) 1及び2 (同左) 3 特例申告等 (1)及び(2) (同左) (3) 特例申告等の受理及び通知 前記(1)(特例申告等)(前記(2)(特例申告等と併せ酒税又はたばこ税の納期限延長申請を行った場合は税関の審査終了後の特例申告等)により特例申告等が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。 イ及びロ (同左) <u>(新規)</u> (4)及び(5) (同左) 4 (同左) 5 特例申告等の訂正 (1)及び(2) (同左) (3) 特例申告等の訂正に係る受理及び通知 前記(1)(特例申告等の訂正)により、訂正する特例申告等が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。 イ及びロ (同左) <u>(新規)</u>		
出力情報	出力情報コード	配信先																		
担保提供命令通知書情報	CAF3810	通関業者等 輸入取引者又は輸入者(注) 税関																		
担保提供命令通知書(酒税・たばこ税)情報	CAF3820	通関業者等 輸入取引者又は輸入者(注) 税関																		
出力情報	出力情報コード	配信先																		
担保提供命令通知書情報 (注1)	CAF3810	通関業者等 輸入取引者又は輸入者(注2) 税関																		

改正後			改正前								
<u>担保提供命令通知書（酒税・たばこ税）情報（注1）</u>	<u>CAF3820</u>	<u>通関業者等 輸入取引者又は輸入者（注2） 税関</u>									
<u>担保提供命令変更通知書情報（注3）</u>	<u>CAF3830</u>	<u>通関業者等 輸入取引者又は輸入者（注2） 税関</u>									
<u>担保提供命令通知書取消通知情報（注3）</u>	<u>CAF3840</u>	<u>通関業者等 輸入取引者又は輸入者（注2） 税関</u>									
<p><u>（注1）当該情報が配信されていない場合に限る</u> <u>（注2）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。</u> <u>（注3）「担保提供命令通知書情報」（出力情報コード：CAF3810）、「担保提供命令通知書（酒税・たばこ税）情報」（出力情報コード：CAF3820）又は「担保提供命令変更通知書情報」（出力情報コード：CAF3830）が配信されている場合に限る。</u></p> <p>(4)から(6)まで (省略) 6及び7 (省略) 8 一括特例申告 (1) (省略) (2) 一括特例申告の受理及び通知 前記(1)（一括特例申告の登録）により、一括特例申告が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。<u>ただし、後記ハ（担保関係）の情報については、保全のために担保の提供が必要となる特例輸入者に係る特例申告納期限延長の申請が受理された場合に限り配信される。</u> イ及びロ (省略) <u>ハ 担保関係</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出力情報</th> <th>出力情報コード</th> <th>配信先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>担保提供命令通知書情報</u></td> <td><u>CAF3810</u></td> <td><u>通関業者等 輸入取引者又は輸入者（注） 税関</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（注）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。</u></p>			出力情報	出力情報コード	配信先	<u>担保提供命令通知書情報</u>	<u>CAF3810</u>	<u>通関業者等 輸入取引者又は輸入者（注） 税関</u>	<p>(4)から(6)まで (同左) 6及び7 (同左) 8 一括特例申告 (1) (同左) (2) 一括特例申告の受理及び通知 前記(1)（一括特例申告の登録）により、一括特例申告が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。</p> <p>イ及びロ (同左) <u>（新規）</u></p> <p>(3)から(5)まで (同左) 第4節から第6節まで (同左) 第2章 (同左)</p>		
出力情報	出力情報コード	配信先									
<u>担保提供命令通知書情報</u>	<u>CAF3810</u>	<u>通関業者等 輸入取引者又は輸入者（注） 税関</u>									
<p>(3)から(5)まで (省略) 第4節から第6節まで (省略) 第2章 (省略)</p>			<p>(3)から(5)まで (同左) 第4節から第6節まで (同左) 第2章 (同左)</p>								